

会議報告



国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (2026年3月会議)

日本公認会計士協会
テクニカルディレクター

か い さ ち こ
甲斐 幸子

国際監査・保証基準審議会 (The International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) のボード会議が、2026年3月16日から19日までニューヨークで開催され、ボードメンバー全員が参加した¹。

日本からは、大野美希子氏 (ボードメンバー)、佐久間義浩氏 (金融庁 (企業会計審議会) オブザーバー) 及び日本公認会計士協会より辻安紀子氏 (テクニカルアドバイザー) が参加した。以下、会議の概要を報告する²。

【今回の会議で決定・確認した主な事項】

	テーマ	ステータス	決定・確認事項、今後の予定
1.	独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー (ISRE 2410 ³)	公開草案の承認	- 公開草案が全会一致で承認された。 - 公開草案は、2026年5月6日に公表されている。
2.	監査証拠及びリスク対応	公開草案に向けた検討	- 基準の草案全体の検討が行われた。 2026年6月に公開草案の承認を予定している。
3.	ISA500シリーズ	プロジェクト開始に向けた検討	- プロジェクト・プロポーザルが全会一致で承認された。 - プロジェクトで扱う論点の一部の検討が行われた。 2026年12月に公開草案の承認を行う予定である。
4.	テクノロジー	継続的な取り組み／プロジェクト開始に向けた検討	- テクノロジーに関連する事項に対処するためのアプローチを記載した文書、及びテクノロジーに関する品質マネジメントについてのアクション案の承認審議が行われた。 - テクノロジーに関する品質マネジメントについては、

2026年6月に、ガイダンス文書で扱うピックのリスト等の議論を行う予定である。

1 公開草案に向けた検討－独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー

ISRE2410は、2005年に公表された後、実質的な改訂が行われておらず、基準のアップデートが必要となっていた。そこで、2025年6月会議において基準改訂のプロジェクト・プロポーザルが承認され、プロジェクトが開始された。今回の会議で、以下の(1)～(3)を含めた論点について議論が行われた上で、公開草案の承認審議が行われ、全会一致で承認された。公開草案は、2026年5月6日に公表されている (コメント締切: 2026年9月3日)⁴。

(1) 重要性⁵

前回の会議で提案された適用指針においては、期中レビュー業務における重要性の基準値は、損益計算書に基づく指標 (例えば税引前利益) を使用して決定する場合、期末監査における重要性の基準値よりも低くなる場合があるが、重要性は、期中財務情報の想定利用者にとって重要と考えられるものを示すため、これは適切であることが説明されていた。当該適用指針に対して、ボードメンバーから様々なコメントがあったことを受けて、今回の会議では、プロジェクトチームから、以下の適用指針が提案された。

A53. 期末監査において、監査人は、財務諸表全体に対する定量的な重要性の基準値の決定の出発点として、選択した指標に対して特定の割合を適用する場合がある。期中レビュー業務において、監査人は、期中財務情報全体に対する定量的な重

要性の基準値の決定の出発点として、期末監査と同じ指標及び割合を使用することが適切と判断する場合がある。

上記に対して、ボードメンバーから主に以下のコメントがあった。

- 2 文目において、割合について記載すべきではない。例えば、四半期レビュー業務において、税引前利益を指標として使用する場合、直前期の期末監査における重要性の基準値の4分の1に相当する金額が、第1四半期レビュー業務における重要性の基準値となることが示されているように読める。結果、前期末監査では重要性がないと判断された虚偽表示が、その後実施される期中レビュー業務において、重要性の基準値を超えてしまう問題が生じる。
- 監査人は、他の要因を考慮する場合があることを記載してはどうか。

議論の結果、2 文目を、「監査人は、期中財務情報に対する定量的な重要性の基準値の決定の際の出発点として、期末監査と同じ指標及び適切な割合を使用することを判断する、又は他の要因を考慮する場合がある。」と変更することになった（下線部が主な変更点）。

ただし、重要性は、保証報告書の対象となる情報に対して設定されるものであるため、年度監査における重要性の基準値を期中レビューの目的で使用するのは理論的に適切ではないことが上記の適用指針からは不明確であるため、何らかの形で明確に発信すべきとのコメントもあった。この点に関しては、公開草案の説明覚書に関連する説明を設けるかどうかを検討することになった。

(2) 継続企業－継続企業の評価期間

プロジェクトチームが提示した草案では、監査人は、継続企業の前提に関する経営者の評価期間が期中財務情報の承認日から12か月に満たない場合、評価期間を期中財務情報の承認日から少なくとも12か月に延長するよう経営者に求めることが要求されていた（第52C項）。当該規定は、ISA570（2024年改訂）における継続企業の評価期間の規定と同様になっている。これについて、一部のボードメンバーから、企業は、期中財務情報の作成の際には、期末財務諸表と同様の形で継続企業の前提の評価を行わない場合もあるため、提案は実務上の困難を生じさせる等の懸念のコメントがあった。一方で、他のボードメンバーからは、主に以下のコメントがあった。

- ISA570（2024年改訂）は、監査報告書が監査報告書日から少なくとも12か月間は信頼できることの確保を基本的な考え方としており、ISRE2410（改訂）も同様の考え方を導入すべきである。例えば、直前期の期末財務諸表作成時に行われた評価でよいとすると、第3四半期レビューの場合、監査人は約

3 か月分の経営者の評価のみ考慮することとなり、そのような前提を置いた保証業務に価値があるのかという問題が生じる。

- 企業は期末財務諸表の作成の際に12か月の評価を行うため、それを前提に、四半期財務情報の作成の際に3 か月毎のアップデートを求めることに多くの負担はないと思われる。

議論の結果、公開草案では、プロジェクトチームの提案どおり、ISA570（2024年改訂）の規定と同様の提案を行うことになった。ただし、実務上の困難が生じる可能性は想定されることから、公開草案の説明覚書に、議論の背景についての説明を設けた上で、意見募集を行うことになった。

(3) 継続企業－期中レビュー報告書の記載

前回の会議での議論を受け、プロジェクトチームから、以下のそれぞれの状況における監査報告書の記載に関する要求事項の案が提示された。

- 期中会計期間において継続企業の前提に関する重要な不確実性を示す事項は認められなかった場合（第98項）
 - 「継続企業」区分において、以下を記載する。
 - 経営者が継続企業を前提として期中財務情報を作成することが適切でないと信じさせる事項は認められなかった旨
 - 重要な不確実性を示す事項は認められなかった旨
 - 監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、企業が将来にわたって事業活動を継続することを保証するものではない旨
- 公に取引されている事業体の期中レビュー業務において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連して重要な不確実性は認められないと結論付ける際に、経営者による重要な判断が行われており、当該判断について、適用される財務報告の枠組みに従って注記されている場合（第98A項）
 - 「継続企業」区分において、以下を記載する。
 - 期中財務情報の関連する注記への参照
 - 当該事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではない旨
 - 上記①で要求されている事項
- 直近の年次財務諸表に対する監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分が含まれており、かつ、関連する事象又は状況が期中会計期間において引き続き存在し、重要な不確実性について、期中財務情報に適切に注記されている場合（第99項）
 - 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分におい

て、以下を記載する。

- (a) 年次財務諸表の関連する注記への参照、及び年次財務諸表に対する監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分が含まれる旨
- (b) 期中財務情報の関連する注記への参照、及び重要な不確実性が認められる旨
- (c) 当該事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではない旨
- (d) 上記①(a)及び(c)で要求されている事項

- ④ 直近の年次財務諸表に対する監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分が含まれていたが、関連する事象又は状況が期中会計期間において解消され、解消されたことについて、適用される財務報告の枠組みに従って期中財務情報において注記されている場合(第99A項)

➤ 「継続企業」区分において、以下を記載する。

- (a) 期中財務情報の関連する注記への参照
- (b) 当該事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではない旨
- (c) 上記①で要求されている事項

- ⑤ 直近の年次財務諸表に対する監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分が含まれていなかったが、期中会計期間において新たに重要な不確実性が認められ、適切に注記されている場合(第100項)

➤ 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分において、以下を記載する。

- (a) 期中財務情報の関連する注記への参照、及び重要な不確実性が認められる旨
- (b) 当該事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではない旨
- (c) 上記①(a)及び(c)で要求されている事項

- ⑥ 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるが、期中財務情報に適切に注記されていない場合(第101項)

➤ 限定的結論又は否定的結論を表明し、「限定的(又は否定的)結論の根拠」区分において、重要な不確実性が認められる旨及び当該事項について期中財務情報において適切に注記されていない旨を記載する。

➤ 加えて、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分を設け、以下を記載する。

- (a) 限定的結論又は否定的結論への参照
- (b) 上記①(a)及び(c)で要求されている事項

上記の提案に対して、重要な疑義を生じさせるような事象又は

状況に関して重要な不確実性は認められないと結論付ける際に経営者による重要な判断が行われている場合(上記②)、及び前期末に注記されていた重要な不確実性が期中会計期間において解消された場合(上記④)については、複数のボードメンバーから、例えば以下のコメントがあった。

- 会計基準において、②及び④の状況における注記については必ずしも明確な規定がない。よって、要求事項を設ける場合、どのような注記が想定されるのかをISRE2410において規定する必要がある。
- ④の状況については、ISA570(2024年改訂)でも該当する要求事項が存在しない。
- 利用者が財務諸表を理解する基礎として重要な場合、監査人は強調事項区分を利用できる。よって、今回の要求事項により新たなメカニズムを設けるべきではない。

議論の結果、②と④は削除した上で、以下の変更を行うことになった。

- 新規の要求事項(第100A項)を設け、継続企業の前提に関連して、重要な不確実性以外に関する事項が期中財務情報に注記されており、かつ、利用者が期中財務情報を理解する基礎として、当該事項が重要であると監査人が判断する場合には、「継続企業」区分において、関連する注記への参照及び当該事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではないことを記載することを求める。
- 適用指針(A150a項)において、第100A項が適用される例として、上記②及び④で扱っていた状況を説明する。

(4) 今後の予定

今後、基準の最終化承認審議は、2027年6月を予定している。

2 公開草案に向けた検討－監査証拠及びリスク対応

IAASBは、規制当局を含めた利害関係者から、監査証拠とリスク対応について統合的に扱うプロジェクトが必要との意見を受けたことから、2024年12月会議において、ISA330⁶、ISA500⁷及びISA520⁸を改訂するプロジェクト・プロポーザルを承認し、プロジェクトを開始した。プロジェクトでは、従来から行われていた監査証拠プロジェクトで扱っていた論点に加え、内部統制及びテクノロジーに関連した論点が扱われている。今回の会議では草案の全体が提示され、議論が行われた。

(1) 情報の信頼性の評価における内部統制の運用評価手続

プロジェクトチームが提示したISA500(改訂)の草案では、監

査人に対して、以下が要求されていた。

- 監査証拠として利用することを予定する情報の適合性及び信頼性を評価するための手続の立案及び実施の際、以下のいずれかを行うこと(第10B項)
 - 当該情報の信頼性に関連する内部統制の運用評価手続を実施すること
 - 当該情報の信頼性を評価するため他の手続を実施すること
- 第10B項に従って内部統制の運用評価手続を実施する際には、当該情報の信頼性に関連する内部統制及び関連するIT全般統制を識別し、デザインの評価及び業務への適用の判断を行うこと(第10C項)

加えて、適用指針において、情報の信頼性の評価のため内部統制の運用評価手続が必要になる場合の例が追加され、監査人は、航空会社収益に関連した分析的実証手続の実施の際、財務報告プロセスに含まれない顧客予約システムの航空券販売データを利用する場合があることが説明されていた(A650項)。

上記の第10C項は、ISA315(2019年改訂)⁹第26項と同様の規定である。プロジェクトチームから、第10C項を追加した理由として、ISA315(2019年改訂)及びISA330で扱われている内部統制の運用評価手続は、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応する内部統制のみを対象としているが、それ以外の内部統制の運用評価手続を実施することが、情報の信頼性の評価に必要な場合があるためであることが説明された。

これに対して、複数のボードメンバーから、今回提示された草案からは、ISA315(2019年改訂)及びISA330で求められる内部統制の運用評価手続と、今回の提案によりISA500(改訂)で求められる内部統制の運用評価手続の違いが不明瞭であり、混乱を招く等のコメントがあり、プロジェクトチームで再度検討することになった。

(2) テクノロジー

現行のISAでは、用語「自動化されたツール又は技法(automated tools and techniques)」が使用され、適用指針において、自動化されたツール又は技法を使用した手続の例が示されている。利害関係者から、当該用語の適切性や、説明が十分に明瞭でないというコメントが寄せられていることを受け、用語を「テクノロジー・ツール(technological tools)」に変更し、ISQM 1¹⁰及びISA220(改訂)¹¹において、関連した説明及び例示を設けることで検討が進んでいる。

加えて、テクノロジー・ツールの利用に関連する要求事項を設けるかどうかの検討が続けられていたが、アウトリーチ等を行った結果、要求事項ではなくガイダンスの開発を支持する利害関係

者の意見が多かった。そこで、プロジェクトチームから、ISA500(改訂)に付録を設け、監査手続の立案及び実施においてテクノロジー・ツールを利用する際の考慮事項を記載することが提案され、文案が提示された。プロジェクトチームが提示した文案では、以下が扱われている。

- テクノロジー・ツールを利用することが適切な状況を識別する際に考慮する要因の例
- 監査手続の想定する目的を満たすテクノロジー・ツールの利用の例
- テクノロジー・ツールを利用する際に、情報の適合性及び信頼性の評価において考慮する事項の例
- 自動化バイアス

当該提案に対して、ボードメンバーの意見は、プロジェクトチームの提案どおり、ISA500(改訂)の付録に含めるべきという意見と、規範性のない公表物とすべきという意見に割れていた。そこで、文案についてプロジェクトチームにおいて検討を続けた上で、2026年6月ボード会議において、公開草案を承認する際に、ISA500(改訂)の付録に含めるかどうかを再度検討することになった。

(3) 今後の予定

2026年6月に公開草案の承認が行われ、2027年12月に基準の最終化承認を行うことが予定されている。

3 プロジェクト開始に向けた検討—ISA500シリーズ

IAASBは、テクノロジーの利用による影響を含め、現在の企業及び監査環境を反映するため、ISA501¹²及びISA505¹³の改訂プロジェクトを行うこと、ISA501に関しては、棚卸資産に関する規定を中心に改訂を行うことを予定していた。今回の会議において、プロジェクト・プロポーザルの承認審議が行われ、全会一致で承認された。また、以下の(2)を含めた、プロジェクトで扱う論点の一部についての議論が行われた。

(1) プロジェクト・プロポーザルの主な内容

本プロジェクトでは、主に以下に関する論点を検討することを予定している。

① ISA501

- 棚卸資産に関連した、企業及び監査人によるテクノロジーの利用による影響
- 棚卸立会の概念(リモート棚卸立会を含む。)の明確化
- リスク・アプローチの概念との整合性の確保
- 第三者の保管と管理下にある棚卸資産

- ・ 棚卸資産に関して入手する監査証拠の十分性及び適切性
- ・ 上記論点に関連した、職業的専門家としての懐疑心の必要性の強調

② ISA505

- ・ 外部確認手続におけるテクノロジー及び仲介業者の利用による影響
- ・ 消極的確認
- ・ 外部確認手続に対応するアサーション
- ・ 回答の信頼性
- ・ 外部確認手続実施の必要性の検討
- ・ 未回答及び確認差異
- ・ 上記論点に関連した、職業的専門家としての懐疑心の必要性の強調

(2) 主な論点の検討—リスク・アプローチの概念と整合性の確保

ISA501第4項において、監査人は、棚卸資産が財務諸表において重要である場合、実務的に不可能でない限り、実地棚卸の立会を実施することが求められている。また、ISA501第8項において、監査人は、第三者が保管し、管理している棚卸資産が財務諸表において重要である場合には、棚卸資産の実在性と状態について十分かつ適切な監査証拠を入手するため手続を実施することが求められている。これについて、ISA315(2019年改訂)及びISA330におけるリスク・アプローチと整合していないとの指摘があり、検討を行うことになっている。

当該論点について、プロジェクトチームから、第4項及び第8項に従って手続が求められる要件を、「棚卸資産が財務諸表において重要である場合」から、「ISA315(2019年改訂)第29項¹⁴に従って、棚卸資産の実在性と状態が、関連するアサーションであると識別された場合」に変更することが提案された。

当該提案に対して、多くのボードメンバーから、ISA315(2019年改訂)及びISA330の考え方に整合させるという方向性に賛同するコメントがあった。

(3) 今後の予定

2026年12月に公開草案の承認が行われ、2028年3月に基準の最終化承認を行うことが予定されている。

4 テクノロジー

(1) 継続的な取組み—テクノロジーに関連する事項に対処するためのアプローチ

IAASBは、テクノロジーに関する課題と、関連して考えられる

IAASBのアクション案(基準設定、規範性のない公表物の策定、モニタリングの継続等)を記録した「テクノロジーに関する課題と提案するアクションの一覧(Technology Catalogue of Issues and Proposed Actions)」を作成し、定期的に更新を行っている。前回のボード会議において、ボードメンバーから、テクノロジーに関する課題について、基準設定を行うのか規範性のない公表物の策定を行うのか判断するためのより一貫したベースが必要とのコメントがあった。そこで、今回の会議で、テクノロジーに関連する事項に対処するためのアプローチを記載した文書(以下「テクノロジー・アプローチ文書」という。)が提示され、全会一致で承認された。

テクノロジー・アプローチ文書では、例えば以下が説明されている。

- ・ 「テクノロジーに関する課題と提案するアクションの一覧」の役割及び更新のプロセス
- ・ 基準設定を行うか規範性のない公表物の策定を行うかを判断する際の考慮事項の例
- ・ 規範性のない公表物の様式及び策定プロセス等
 - 公表物の様式は、基本的に、「IAASBの活動の枠組み」¹⁵で示されている規範性のないガイダンス文書(Non-authoritative guidance documents)を用いることとし、必要に応じてその他の様式(FAQや記載例等)も利用する。
 - 策定プロセスとしては、「IAASBの活動の枠組み」で示されているチャンネル4(ボード会議での承認審議を要する。)を使用する。

(2) プロジェクト開始に向けた検討—テクノロジーに関する品質マネジメントについてのアクション案

IAASBは、前回の会議において、テクノロジーに関する品質マネジメントについて、規範性のない公表物の策定を行うこととし、2026年3月ボード会議において、具体的なアクション案を提示することで合意していた。今回の会議において、プロジェクトチームから、「テクノロジーに関する品質マネジメント—規範性のない公表物を策定するためのアクション案」(以下「アクション案」という。)が提示され、全会一致で承認された。アクション案では、主に以下が記載されている。

① 規範性のない公表物の目的

生成AIといった新たなテクノロジーを利用したテクノロジー・ツールは、以下の特徴を有しており、この結果、ISQM1及びISA220(改訂)の適用に課題が生じている。

- ・ アウトプットがどう生成されたのかの説明が限定的である(不

透明性)。

- 同じインプットにより異なるアウトプットが生成される可能性がある(非決定性)。
- アップデート等の結果、ツールの動作が時間の経過とともに変化する(適応性)。

そこで、規範性のない公表物では、これらの特徴を有するテクノロジー・ツールの業務における利用に関連した、ISQM 1 及びISA220(改訂)の適用を支援するためのガイダンスを提供する。

② 規範性のない公表物の様式

規範性のないガイダンス文書の開発を主とする。

③ 規範性のないガイダンス文書で扱うトピック

ガイダンス文書は、テクノロジー・ツールのライフサイクルステージ(サービスプロバイダーとの契約等、ツール開発、ツール導入、ツール導入後及びツール廃止)、及び監視等の責任はどのレベル(ネットワーク、事務所、業務チーム)で行われるかに関連した考慮事項について、以下の3つのテーマに関して策定する。

- テーマ1: 第三者が開発した基盤モデル及びソリューションを選択及び承認する際の事務所レベルでの品質マネジメント上の考慮事項
- テーマ2: 第三者が開発した基盤モデル及びソリューションに基づくテクノロジー・ツールを事務所が開発、実装及び構成する際の品質マネジメント上の考慮事項
- テーマ3: 業務レベルにおける、手続実施の際のツール利用に関する品質マネジメント上の考慮事項

扱う具体的なトピックやガイダンス文書策定の順番は、今後の議論により決定する。

④ 策定プロセス

適宜ボード会議での審議を行い、ボード会議での承認審議の上で最終化する。また、テクニカルな事項に関するインプット等を受けるため、外部の専門家グループを組成する。

⑤ 今後の予定

2026年6月ボード会議において、ガイダンス文書で扱うトピックのリスト等について審議を行う。草案の策定及び承認審議は段階的に行い、最終的に、2027年6月ボード会議で全ての承認審議を完了させる。

<注>

- 1 ボードメンバー16名のうち、15名が対面、1名がオンラインにより参加した。
- 2 前回の2025年12月ボード会議の内容については、本誌2026年4月号記事「国際監査・保証基準審議会(IAASB)会議報告(2025

年12月会議)」を参照のこと。

- 3 国際レビュー業務基準(International Standard on Review Engagement: ISRE)2410「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」
- 4 <https://www.iaasb.org/news-events/2026-05/iaasb-seeks-feedback-proposed-revisions-isre-2410-strengthen-interim-review-engagements>
- 5 本記事において使用している基準の項番号は、2026年3月ボード会議で提示された公開草案の草案に基づいている。そのため、公表された公開草案における項番号とは異なっている場合がある。
- 6 ISA330「評価したリスクに対応する監査人の手続」
- 7 ISA500「監査証拠」
- 8 ISA520「分析的手続」
- 9 ISA315(2019年改訂)「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
- 10 国際品質マネジメント基準(International Standard on Quality Management: ISQM) 1「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」
- 11 ISA220(改訂)「監査業務における品質マネジメント」
- 12 ISA501「特定項目の監査証拠」
- 13 ISA505「確認」
- 14 ISA315(2019年改訂)第29項において、監査人は、関連するアサーションとそれに関連する重要な取引種類、勘定残高又は注記事項を決定することが求められている。「関連するアサーション」とは、取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションのうち、重要な虚偽表示リスクが識別されたアサーションをいう。
- 15 IAASBは、「IAASBの活動の枠組み(IAASB Framework For Activities)」において、IAASBが実施する活動及びそのプロセスを、①情報収集、②基準改訂及び開発、③基準の狭い範囲での改訂、④IAASB基準の適用を支援するための活動に分けて説明している。また、④に関連して、IAASB基準の適用を支援するための活動の一環として策定される、規範性のない公表物の様々な様式及び様式に応じた策定プロセス(チャンネル1から4)を説明している。<https://www.iaasb.org/publications/framework-activities>

***法定監査従事者の必須研修科目
「監査の品質及び不正リスク対応」**

研修教材

教材コード J 0 3 0 5 9 2



研修コード 3 0 0 3

履修単位 0.5 単位